

幸陽荘居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人誠風会が開設する幸陽荘居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業は、介護保険法で定める第一号及び第二号被保険者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、利用者が居宅において、可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等（福祉・保健医療サービス）との連携に努める。
- (4) 自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 幸陽荘居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 青森県弘前市大字清野袋字岡部433番地1

(職員の職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに給付管理、指定居宅サービス事業者や地域包括支援センターとの連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。
- 2 介護支援専門員の担当の人数の上限を35名とする。また、介護予防支援業務に係る受託は、介護支援専門員1人につき10名を限度とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内の相談室、及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所とする。
- (2) 使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会方式とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、第3条に規定する事業所内の相談室、利用者の居宅、その他必要と認められる場所とする。
- (4) 介護支援専門員は、少なくとも月1回の居宅訪問活動を実施することとし、必要に応じて随時訪問する。
- (5) 訪問時は、介護支援専門員証を携行し、初回時や利用者の求めに応じ提示する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担はなしとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

＊通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートルまで 200円

片道10キロメートル以上 1キロ増すごとに200円に10円を追加

- 3 前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、その額等についての説明を行い、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、弘前市及びその周辺市町村とする。

(身体拘束等)

第9条 事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知

徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の

目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証及び整備する。

2 事業所は、職員の質的向上を図るために、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内 (新人研修プログラムに基づく)

(2) 継続研修 年 1 回

(3) 定期研修 (勉強会) 月 1 回

3 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

4 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

5 職員は、訪問中の利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な装置を講ずる。

6 当方の責に帰すべき事由によって、事故が発生した場合には、利用者に対し損害を賠償するものとする。

7 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

8 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人誠風会が定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 1 月 21 から施行する。

平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。